

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者数は350万人以上と推定され、国内最大の感染症として抜本的対策が求められています。多くの患者は、輸血、血液製剤の投与、及び針・筒連続使用の集団予防接種等の医療行為によって肝炎ウイルスに感染しました。その中には、医療・薬務・血液行政の誤りにより感染した患者も含まれており、まさに「医原病」といえます。B型、C型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変、肝ガンに移行する危険性の高い深刻な病気です。肝硬変・肝ガンの年間死亡者数は4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因しています。また、すでに肝硬変・肝ガンに進展した患者は長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。

平成20年度から、国の「新しい肝炎総合対策」（7カ年計画）がスタートしましたが、法律の裏付けがない予算措置であるため、実施主体である都道府県によって施策に格差が生じています。適切なウイルス肝炎対策を、全国的規模で推進するためには、肝炎対策に係る「基本理念」や、国や地方公共団体の責務を定めた「基本法・根拠法」の制定が必要です。

よって、本議会は、すべてのウイルス肝炎患者救済のため、国に対し緊急に次の施策を講ずるよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

記

- 1 ウイルス肝炎対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に成立させること。

平成21年10月16日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて